

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和3年10月発行 第41号

医師の宿直義務の免除について

2024年(令和6年)4月から始まる医師の時間外労働の上限規制に向けた取組みを検討する上で、長時間となる宿直をどう扱うかは、避けることができない課題です。これまでは労働時間にカウントしないようにする労働基準法の宿日直許可についてお伝えしてきましたが、今号では少し視点を変えて医療法第16条の「医業を行う病院の管理者は、**病院**に医師を宿直させなければならない」とする医師の宿直義務のただし書にある、宿直免除についてお伝えします。

- 医療法第16条のただし書には、医師を宿直させなくてもよい2つの免除要件を定めています。

免除①

病院に隣接した場所に待機する場合

(要件) 病院と同一敷地内にある施設(住居等)あるいは敷地外にあるが隣接した場所にある施設(医療機関に併設した老人保健施設等：公道等を挟んで隣接している場合も可)で、患者の急変時に速やかに緊急治療を行えるよう備えていること

⇒ この要件に該当する場合は、申請の手続きなしで宿直義務がなくなります。

免除②

入院患者の病状が急変した場合においても医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとしてあらかじめ都道府県知事に認められた場合

(医療法施行規則第9条の15の2)

(要件) 次のア～エのすべてを満たした上で、高知県に申請が必要です。

- ア 入院患者の病状が急変した場合に、
- イ 看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されている
- ウ 当該医師が病院からの連絡を常時受けられる
- エ 当該医師が速やかに病院に駆けつけられる場所にいる
高知県では、病院と医師の宿舎等の距離は2km以内、かつ、徒歩又は自転車で10分以内(Web上の地図で経路を計測)とされています。
- オ 当該医師が適切な診療が行える状態である

(都道府県によって要件の詳細が異なります)

⇒ 高知県知事に認められた場合は宿直義務がなくなります。この場合、医師ごとに宿直義務の免除の可否を認めるため、同一病院内でも免除になる医師とならない医師が混在することがあります。

- 医師の宿直について、一覧表に整理してみました。この表を参考に自院の医師の宿直の見直しをしてみませんか。

医療法第16条	原則 医師を病院に宿直させなければならない	免除① 病院に隣接した場所に待機する場合	免除② 都道府県知事に認められた場合
宿直勤務中の業務内容	日中(通常の勤務時間をいう)と同態様の業務が稀とはいえない場合	日中と同態様の業務が稀である場合	-
病院の対応	変形労働時間制を検討	労働基準法の宿日直許可の手続きを検討	オンコール体制
労働時間の扱い	病院にいる時間は原則労働時間となる	宿日直許可されると緊急対応以外は労働時間にカウントしない	・待機時間は、原則として労働時間とならない ・呼び出し頻度や待機中の活動制限の程度で待機時間も含めて全てが労働時間になる場合がある

医師の宿直について、センターでは訪問によるサポート(無料)もしていますので、気軽にお問合せください。

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます!

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

